

注 第七号、第八号及び第九号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。

別表第三(第八条第二項関係)

- 一 両眼の矯正視力が〇・〇六以下になっていること。
 - 二 そしやく又は言語の機能を失っていること。
 - 三 両耳の聴力を失っていること。
 - 四 両上肢の関節以上のすべての関節の機能を失っていること。
 - 五 一下肢の機能を失っていること。
 - 六 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
 - 七 神経系統又は精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
 - 八 その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
- (注) 第四号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。